

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第87条 省略		第1条～第87条 省略	
<p><u>附 則</u> この規則は、公布の日から施行する。</p>			
別表第1 省略		別表第1 省略	
別表第1の2（第6条、第59条関係） 葬祭場等の基準		別表第1の2（第6条、第59条関係） 葬祭場等の基準	
種別	基準	種別	基準
設置の 計画上 の措置	(1)～(3) 省略 (4) 隣地境界線から葬祭場等（敷地内の工作物を含む。）の外壁等 （外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋 を含む。工作物にあつては、これらに相当する外壁を含む。）まで の距離は4メートル以上（ <u>住居系用途地域外</u> にあつては、2メー トル以上）とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行う こと。 (5)・(6) 省略	設置の 計画上 の措置	(1)～(3) 省略 (4) 隣地境界線から葬祭場等（敷地内の工作物を含む。）の外壁等 （外壁に代わる柱の面並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋 を含む。工作物にあつては、これらに相当する外壁を含む。）まで の距離は4メートル以上（ <u>住居系用途地域内</u> にあつては、2メー トル以上）とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行う こと。 (5)・(6) 省略
省略		省略	
別表第2 省略		別表第2 省略	
第1号様式～第57号様式 省略		第1号様式～第57号様式 省略	